

公益社団法人日本バス協会  
会長 三澤 憲一 様

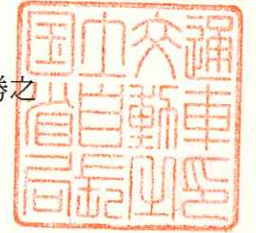
国土交通省

総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長 岩崎 俊一



自動車局長

一見 勝之



### 自動車輸送統計調査の協力依頼について

自動車輸送統計調査（基幹統計）について、日頃よりご協力いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省では、統計の品質向上及び報告者の負担軽減を図る観点から、調査内容の改善を行うため、自動車輸送統計調査規則（昭和35年運輸局令第15号）等の改正を令和2年3月6日国土交通省令第15号及び国土交通省告示第253号により行い、令和2年4月1日から施行することとなりました。

つきましては、自動車輸送統計調査の円滑な遂行に、引き続きご協力の程宜しくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 主な改正理由

自動車輸送統計調査について、統計の品質向上及び報告者の負担軽減を図る観点から、所要の改正を行った。

#### 2 主な改正内容

（規則改正（別紙1関係））

##### （1）調査の対象の変更

営業用貨物自動車について、事業所単位の1か月間調査を廃止し、自動車単位の7日間調査のみに変更する。

営業用旅客自動車のうちバス調査について、乗合を一般乗合及び高速乗合の2区分に細分化する。

##### （2）調査事項の変更

営業用旅客自動車のうちバス調査について、「空車キロ」欄及び「単位あたり数量」欄を削除する。

（告示改正（別紙2関係））

調査票様式について所要の改正を行った。



以上